

2019年9月13日

株主各位

大阪市北区鶴野町1番9号
株式会社ラクス
代表取締役社長 中村崇則

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、2019年10月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年9月30日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2019年10月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の80,000,000株から160,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年10月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 2019年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先：〒541-8502
大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)